

## 第1章 目的と位置づけ

### 1

#### 計画の目的

札幌市内の企業は、99%以上が中小企業<sup>1</sup>であり、札幌経済を下支えしていることから、その振興を目指すことを目的として「札幌市中小企業振興条例<sup>2</sup>」(以下「条例」という。)を平成20年(2008年)4月に全面改正しました。

条例には、「市は条例で定める基本理念にのっとり、中小企業振興施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。この場合において、中小企業者等の実態を的確に把握するとともに、中小企業者等の意見を適切に反映するよう努めなければならない。」と明記されています。

このことに加え、札幌市が将来にわたって発展するためには、企業・市民・行政が中長期的な視点から、産業振興の目指す姿やその実現に向けた方向性を共有することが重要であることから、札幌市は、平成23年(2011年)1月に、令和2年度(2020年度)までの産業振興の方向性を示す計画として、「札幌市産業振興ビジョン」(以下「産業振興ビジョン」という。)を策定しました。

そして、平成29年(2017年)1月には、社会経済情勢の変化に対応するために令和4年度(2022年度)を最終計画年度とする「札幌市産業振興ビジョン改定版」(以下「産業振興ビジョン改定版」という。)として改定し、札幌市は適時適切に産業振興を進めてきたところです。

しかしながら、令和3年(2021年)に札幌市は初めて人口減少に転じ、時代の転換期を迎えました。また、少子高齢化の更なる進行による人口減少や労働力不足といった課題が顕在化している状況に加え、デジタル化の進展、気候変動やSDGs<sup>3</sup>への対応、GX<sup>4</sup>を契機とした経済活性化の推進の動き、新型コロナウイルス感染症をきっかけとした社会変容、不安定な世界情勢など社会経済情勢も大きく変化しています。さらに、今後は北海道新幹線の札幌延伸や都心の再開発など、札幌のまちのリニューアルに資する絶好の機会も控えています。

こうした変わりゆく社会経済情勢に的確に対応しながら、札幌経済を持続的に発展させていくため、次なる10年の産業振興の方向性を示す「第2次札幌市産業振興ビジョン」(以下「第2次産業振興ビジョン」という。)を策定します。

1 中小企業：経営規模が中小規模の企業。中小企業基本法で中小企業者の範囲が定められている(中小企業政策における基本的な政策対象の範囲を定めた「原則」であり、法律や制度によって「中小企業」として扱われている範囲が異なる)。なお、小規模企業も中小企業に含まれる。

2 札幌市中小企業振興条例：中小企業を取り巻く経済的、社会的環境の変化等を踏まえ、中小企業の振興に関する基本理念を定めるなど、札幌市の施策の基本となる事項を定めたもの。中小企業者等への助成に対する指針等を定めていた旧条例(昭和39年(1964年)制定)を見直し、中小企業の振興に関する基本理念等を定める条例として平成20年(2008年)に施行。

3 SDGs:Sustainable Development Goalsの略。平成27年(2015年)9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12年(2030年)までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。

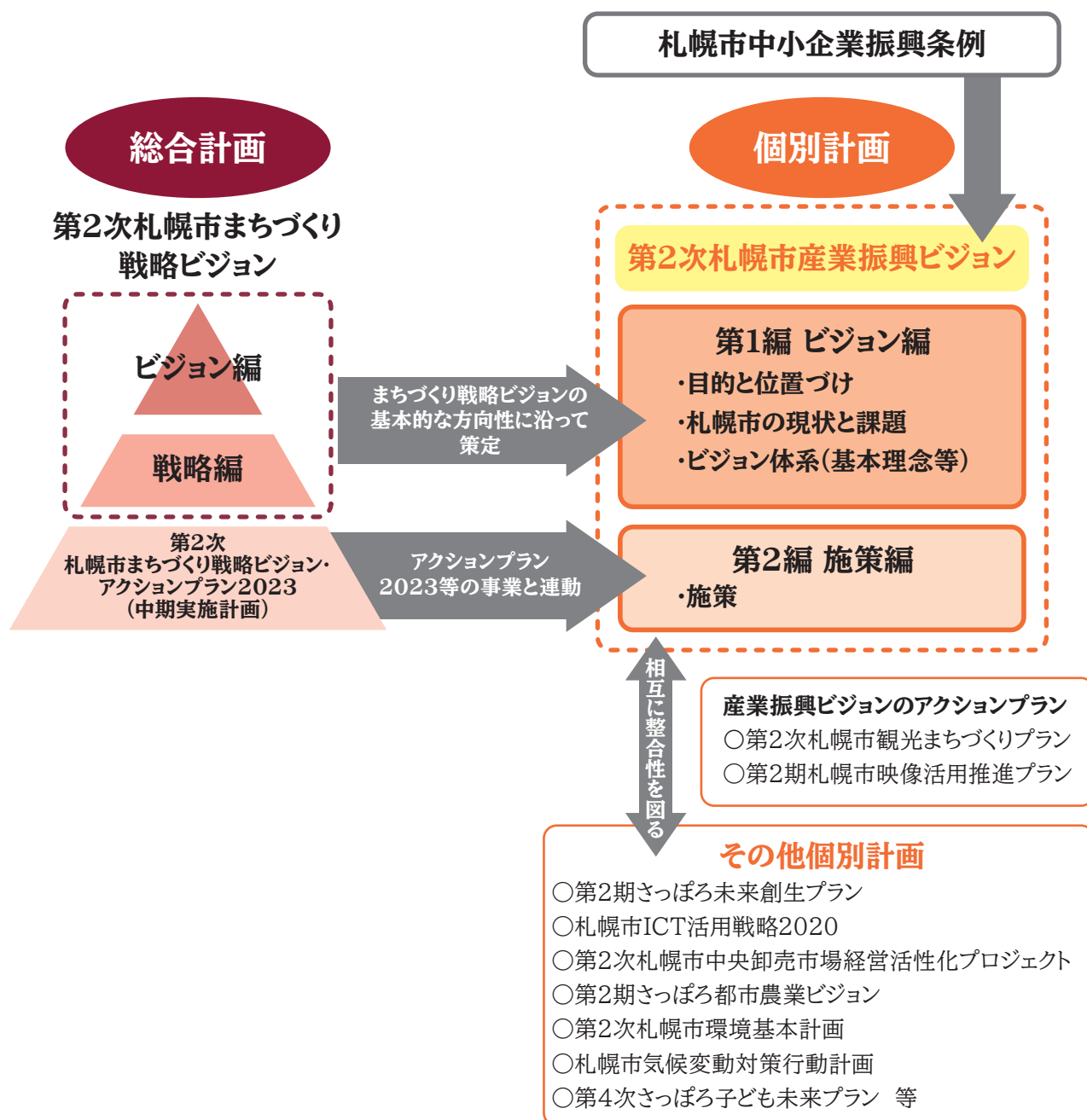
4 GX:グリーントランスフォーメーションの略。産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、社会経済システム全体を変革すること。

## 2

## 位置づけ

第2次産業振興ビジョンは、条例に基づき策定する中小企業振興施策の総合的な計画であり、札幌市のまちづくりの計画体系では最上位に位置づけられる「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」(以下「第2次まちづくり戦略ビジョン」という。)の方向性に沿った、産業振興部門の個別計画となります。

第2次産業振興ビジョンの構成は、第1編をビジョン編として、目的や札幌市の現状と課題、ビジョン体系を示します。また、第2編を施策編として、第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023(以下「アクションプラン2023」という。)等の事業と連動させる形で、今後5年間で実施する予定の主な施策を掲載します。



### 3 対象

札幌経済を持続的に発展させるためには、市内企業の99%以上を占め、札幌経済を支える中小企業を振興することが重要であり、こうした認識を、企業はもちろんのこと、まちづくりの担い手である市民や行政も共有することが大切です。

加えて、社会経済情勢に的確に対応しながら札幌経済が成長するためには、イノベーション<sup>5</sup>を生み出していくことが重要ですが、そのためには、大学等が持つ知識や研究成果を活用した課題解決や新たな技術を生み出すことが必要であることから、更なる産学官<sup>6</sup>連携の活性化が不可欠です。

このことから、札幌市の産業振興の担い手であり、産業振興の方向性を共有することが必要な**企業（大企業を含む）、経済団体、研究機関（大学を含む）、市民、行政**を第2次産業振興ビジョンの対象とします。

### 4 計画期間

第2次産業振興ビジョンの計画期間については、中長期的な札幌市の産業振興の方向性を示すために、**第1編ビジョン編を令和5年度(2023年度)から令和14年度(2032年度)までの10年間**とします。また、**第2編施策編は、アクションプラン2023等の事業と連動させる必要があることから、令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)までの5年間**とします。

このため、令和9年度(2027年度)を目途として、社会経済情勢の変化を踏まえながら第2編を中心に第2次産業振興ビジョンの改定を予定しています。

5 イノベーション:革新的な技術や発想によって新たな価値を生み出し、社会に大きな変化をもたらす取組。

6 産学官:産業界(民間企業)、学校(教育・研究機関)、官公庁(国・地方公共団体)の三者。